

求職者支援制度の今後のあり方について(案)

平成27年11月26日

職業能力開発分科会(第94回)資料

1. 訓練カリキュラムのあり方について

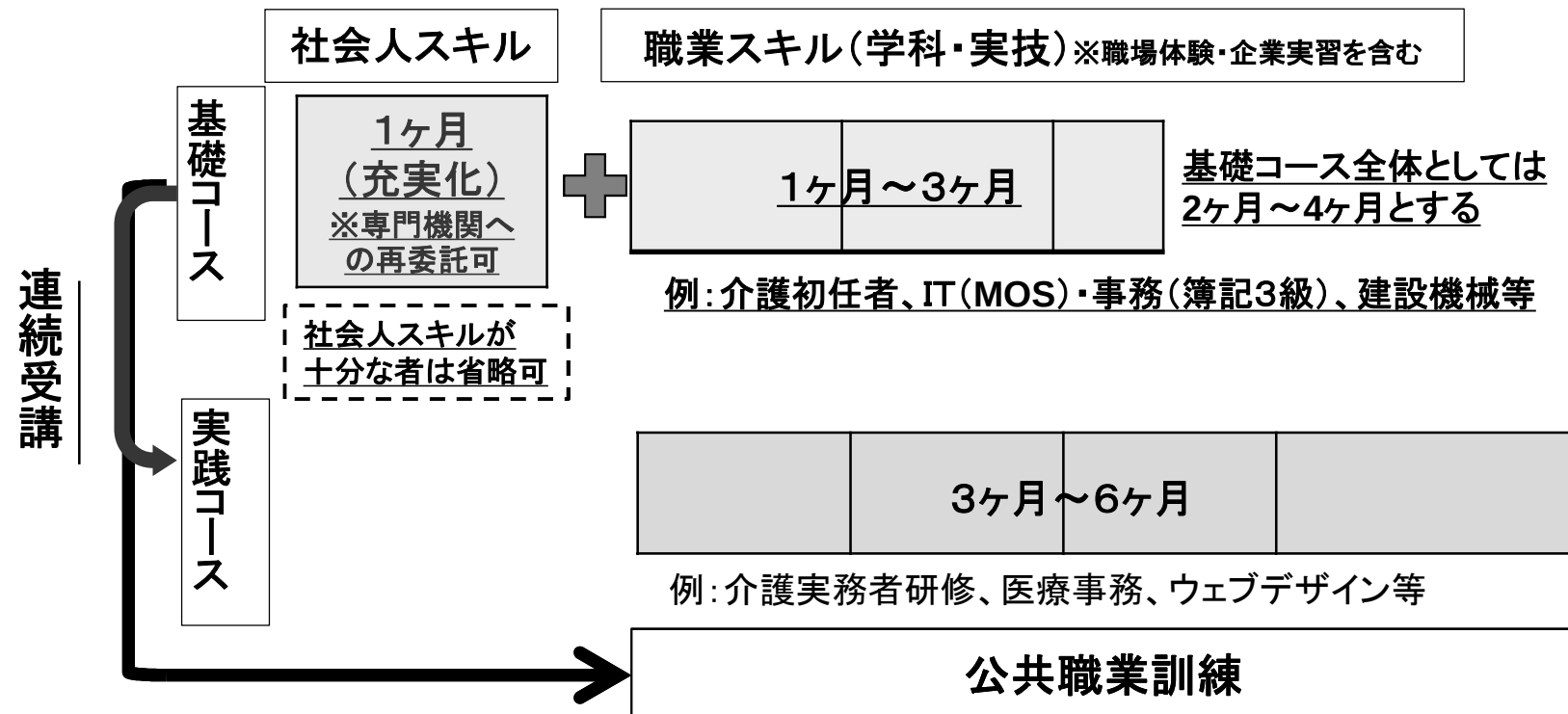
見直し案

【基礎コース】

- 社会人スキル科目の充実(非正規労働者等の就職率向上)
- 従来のパソコンスキルの他、短期間で修得できる職業スキルを付与(早期就職)
- 一定の社会人経験を有し、早期就職を目指す者は、職業スキル科目から受講可

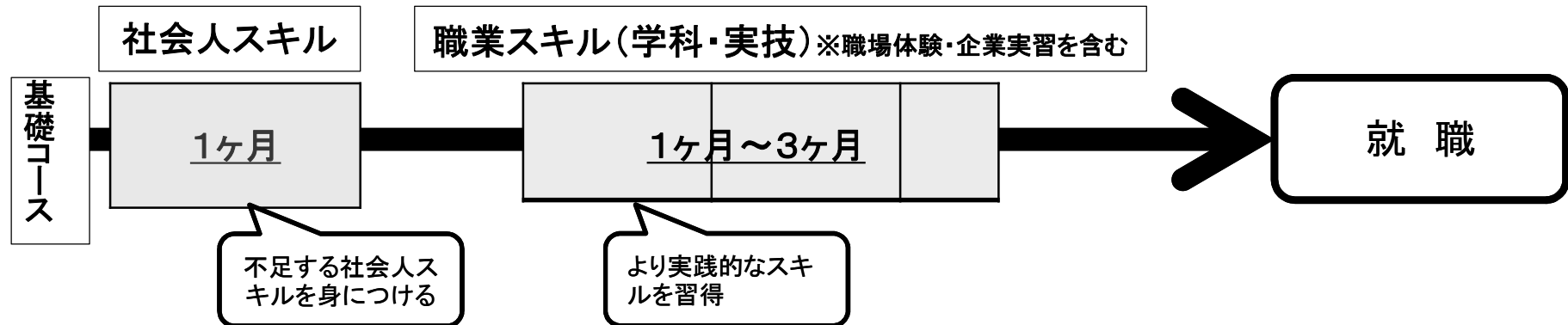
【実践コース】

- 社会人スキル科目を廃止する。
- キャリア・コンサルティング等により真に必要と認められた者に限り基礎コースからの連続受講を認める。

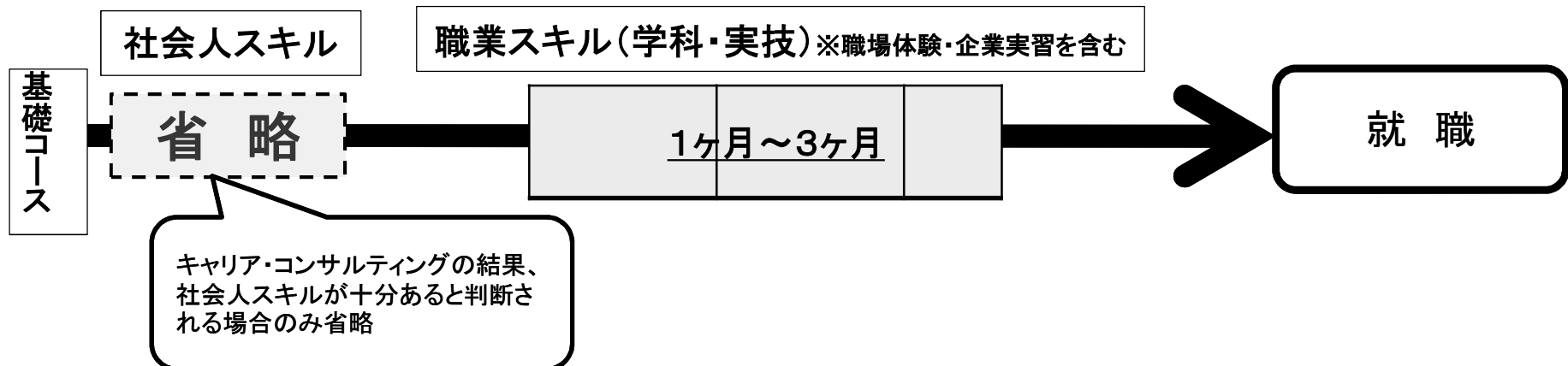


1. 訓練カリキュラムのあり方について

< 例①) 非正規労働者で早期就職を目指す方の一例 >

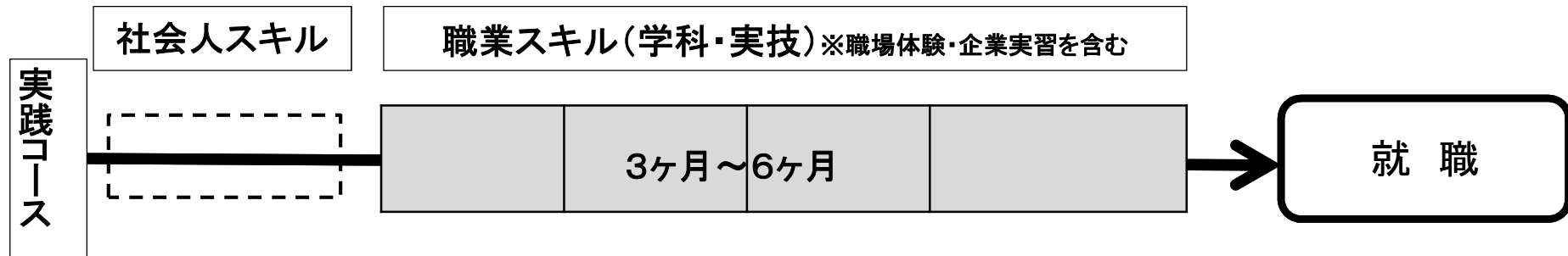


< 例②) キャリアを中断した女性で早期就職を目指す方の一例 >

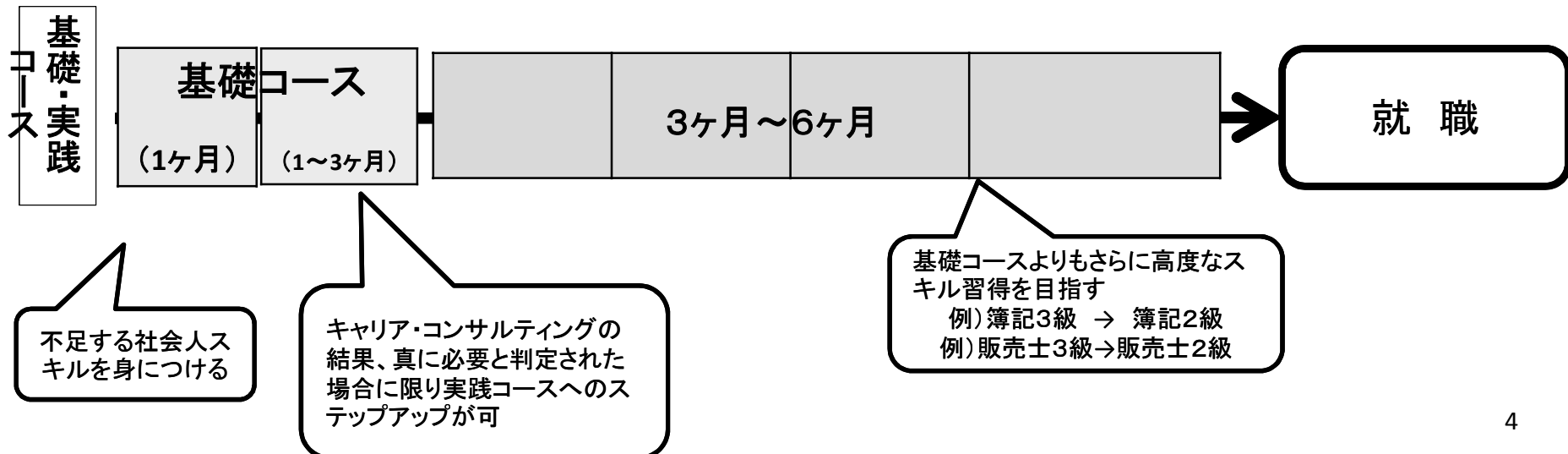


1. 訓練カリキュラムのあり方について

＜例③＞一定の社会人スキルを有し、さらにキャリアの充実を目指す方の一例＞



＜例④＞非正規労働者でキャリアの充実を目指す方の一例＞



2. 女性の活躍促進等について

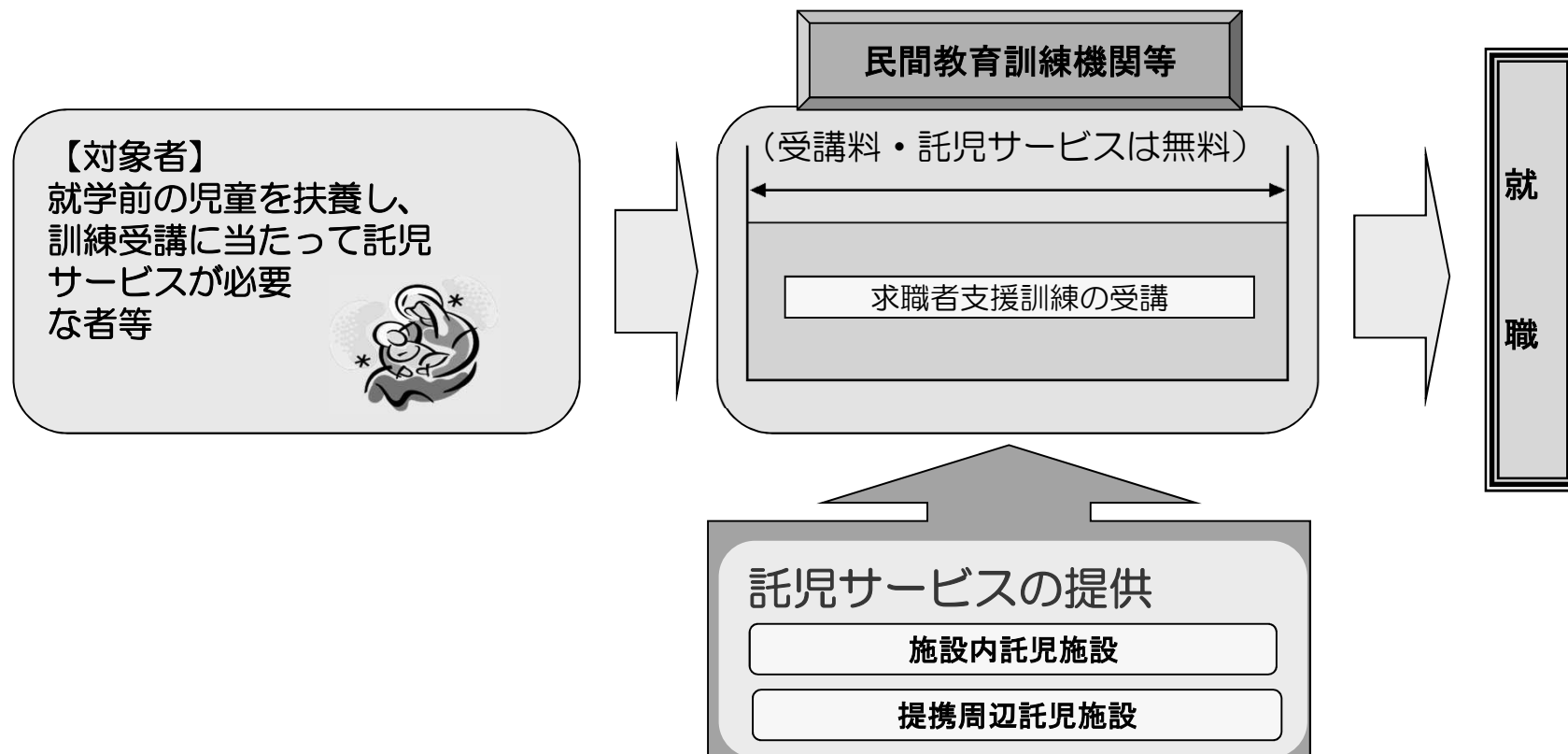
見直し案

【育児中の女性等への配慮】

育児中の女性等が訓練を受講しやすくなるよう、次の訓練コースの設定を推進する。

○託児サービス支援付き訓練コース(奨励金に、66,000円／児童一人・一月を付加)

○短時間の訓練コース(1日4時間以上)



3. 建設分野における訓練コースの設定について

見直し案

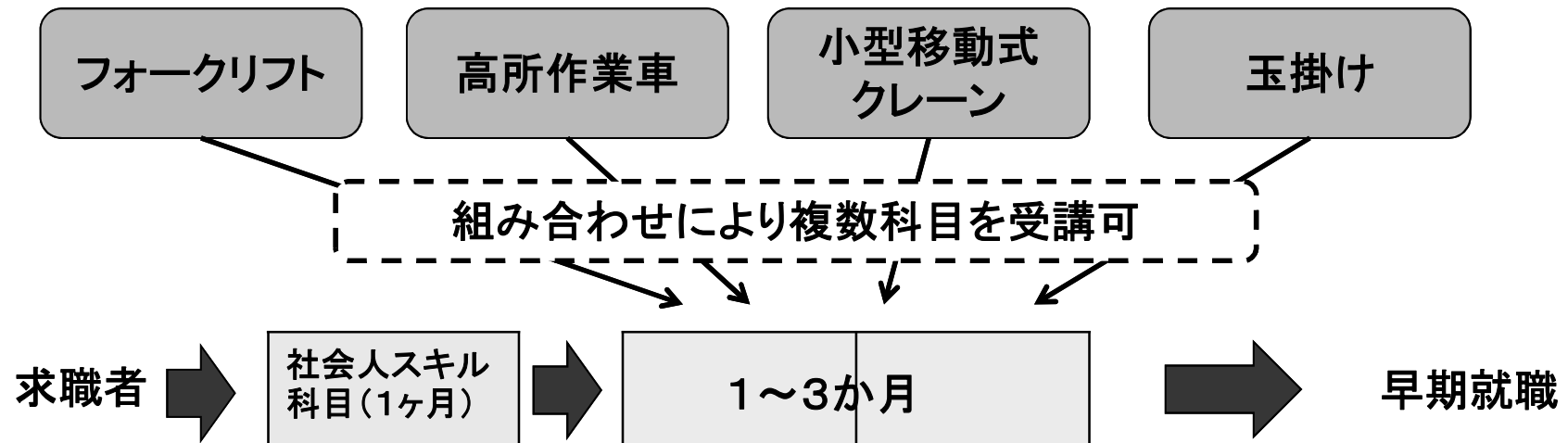
【建設機械運転等の短期訓練の実施】

建設機械運転等の訓練を全国的に実施できるようにする。

○基礎コースにおいて実施する。

○奨励金単価を10万円(他の基礎コースは6万円)とする。

<訓練科目の例>

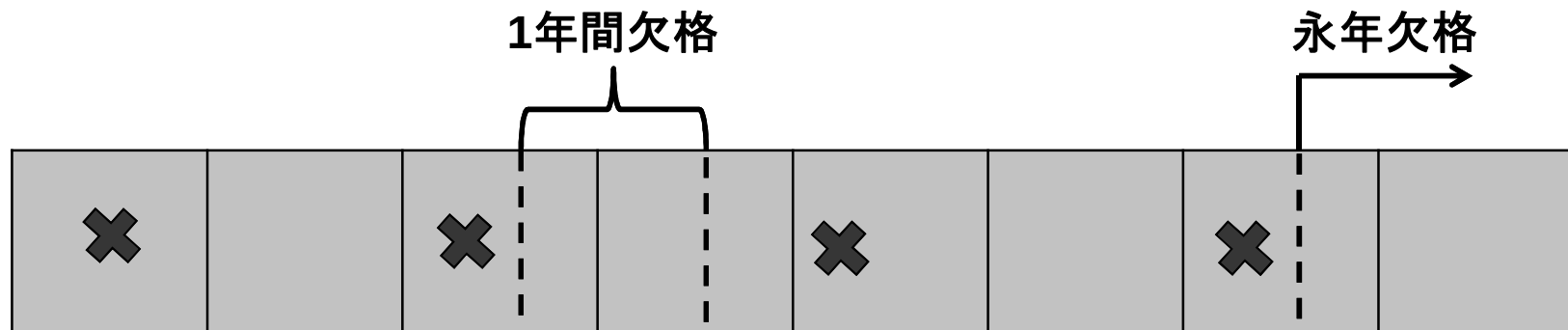


4. 訓練実施機関の確保について

見直し案

【永年欠格について】

- 雇用保険適用就職率(基礎30%、実践35%)を、連続する3年間で2回下回った場合、1年間の欠格とする。
- 1年間の欠格の後、再び連続する3年間で2回下回った場合、永年欠格とする。



見直し案

【就職率の算定対象について】

- 雇用保険適用就職率の算定対象から、65歳以上の者を除外する。

5. その他(今後検討していく事項)

1. 訓練カリキュラムについて

- 社会人スキルの具体的内容(職業に関する態度・意識も含む)を検討。
- 社会人スキルの省略可否を判断するための基準の検討。
- 連続受講の可否を判断する際の判断方法の検討。

2. eラーニングについて

- 推進すべきという意見と、慎重に検討すべきという意見があることを踏まえて検討。

3. 雇用保険適用就職率について

- 訓練内容の充実により、基礎コースの就職率が向上していった場合、将来的には、認定に係る雇用保険就職率基準の引き上げ等を検討。
- 欠格要件の妥当性について、引き続き検討。

4. 周知広報について

- 求職者支援制度の対象者の属性や地域社会の実情に合わせ、ハローワークに来所しない求職者にも適切に伝わる効果的手法の検討。